

## 不法投棄は処罰されます！！

河川への不法投棄が増えています。  
**不法投棄については徹底的に調べ上げ、追跡し、警察へ通報します。また、犯人が判明した場合には、懲役刑若しくは、多額の罰金が発生します**(詳細については下記の罰則をご覧ください。)

ちょっとした手間や費用を惜しむと取り返しのつかない事態へと発展しますので不法投棄はやめましょう。  
 ゴミは自治体の定めたルールに従って処理しましょう。

- ・家庭ゴミを不法投棄すれば、**5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金**となります。
- ・産業廃棄物の不法投棄は、**5年以下の懲役若しくは、1000万円以下の罰金**となります。
- ・事業者(法人)については、法人罰則の規定により**3億円以下の罰金**となります。

不法投棄を発見された方は武雄河川事務所 牛津出張所または、最寄りの警察署、交番、駐在所まで連絡をお願いします。



国土交通省 武雄河川事務所 牛津出張所

# 川ら版

## 砥川大橋下流に洪水時の危険度レベルが分かる水位標を設置します。

国道34号牛津大橋の下流に、砥川大橋があります。この砥川大橋地点の水位は、住民のみなさまの避難行動の目安であり、また、堤防決壊による甚大な被害を防ぐために、牛津川へ排出する近隣のポンプ場の運転停止を判断する重要な地点です。

そのため地元からの要望等を受け、砥川大橋兩岸に分かりやすい水位標示を、3月中に設置する予定です。

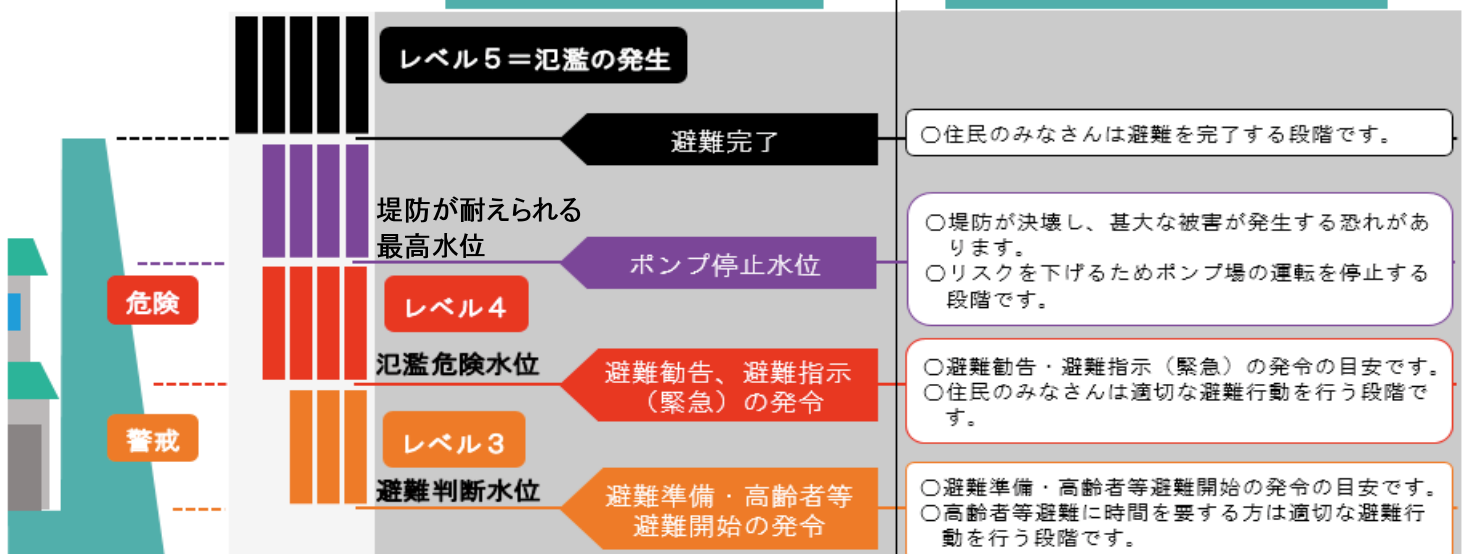


発行所  
 武雄河川事務所  
 牛津出張所  
 小城市牛津町上砥川47-9  
 (〒849-0305)  
 TEL(0952)66-0315  
 FAX(0952)66-0326  
 ホームページアドレス  
<http://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/>  
 3月1日  
 第 16 号  
 紙面の問い合わせ  
 上記発行所へ

### 危険度レベル表示の見方

#### 危険度レベルと水位の関係

#### 危険度レベル毎に求められる行動



水位標の色分けは、上記の内容です。(現場にも説明看板を立てます。)

**油の流失事故が多発しています！！**

最近、事業所や農業用の燃料タンクから重油などの油類が漏れ出したり、給油中の油や廃油が水路や河川に流出する事故が増えています。

油の流出は川を汚染するだけでなく、生き物や水道水、農業、漁業などへの悪影響が心配されます。また、油が水草やヘドロ等に吸着されるとその回収が大規模・長期的になることがあります。

その油の流出の多くは人為的なミスによるものですので、身近な問題と考え、ご家庭・事業所等でご注意をお願いします。



事故を起こすと油の撤去に多額の費用がかかります。  
 油の回収に要した費用は事故を起こした**原因者の負担**となります。  
 事故をした場合や発見した場合はお近くの消防署・警察署・市役所・国や県の関係機関等へご連絡ください。

**おしえて！**

- Q1 堤防の近くに住んでいます。堤防法面は年2回除草されていますが、回数は増やせないの？  
 A1 堤防除草は、堤防が大雨や出水時にきちんと洪水を止められるかを確認するために行うものです。除草して堤防表面に亀裂や穴、凹みがないか確認するためなので、除草点検の時期(梅雨期前と台風期後)も決まっています。
- Q2 堤防の除草はなぜ除草剤を使わないの？  
 A2 除草剤を使用することで、草の根まで枯らしてしまいます。草の根が枯れると、堤防法面の土の結びつきが弱くなり、雨水等により崩れやすくなります。  
 そのほか、近隣の水路や、田んぼ等への影響が心配されるため、極力除草剤を使用していません。